

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案新旧対照条文
 ○ 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第二（第一条関係） 一〇八（略） 九 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第 号）（国際港湾施設に係る部分を除く。） 十 前各号に掲げる法律に基づく命令	別表第二（第一条関係） 一〇八（略） 九 前各号に掲げる法律に基づく命令

。独立行政法人海技大学校法（平成十一年法律第二百十二号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務の範囲） 第十条（略） 2 大学校は、前項の業務のほか、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第 号）第八条第二項の規定による同条第一項の講習の実施に関する業務を行う。	（業務の範囲） 第十条（略）